

学校法人東北工業大学利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東北工業大学（以下「本学」という。）において、産学官連携を含む社会貢献活動を推進するにあたり、適切な利益相反マネジメントを行い、本学における産学官連携活動等を適正かつ円滑に遂行することを目的とする。

(対象者)

第2条 利益相反マネジメントの対象者は、本学の役員及び教職員（以下「役職員」という。）とする。但し、第5条に規定する利益相反マネジメント委員会が指定する者を対象者に加えることができる。

(定義)

第3条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「利益相反」とは、学術研究活動等において役職員が個人的又は企業等の関係者として得る利益(金品、未公開株式等)と本学の利益とが相反することとなる状況をいい、「利益相反行為」とは、利益相反又はそのおそれが生ずる行為をいう。
- (2) 「学術研究活動等」とは本学と企業等との間で行う共同研究、受託研究、技術移転(実施許諾、権利譲渡、技術指導)、研究助成金・寄付金の受入れ、これらに関連する役職員の兼業及び施設・設備の利用の提供並びに物品の購入をいう。
- (3) 「企業等」とは、企業、国若しくは地方公共団体等の行政機関又はその他の団体をいう。

(対象事象)

第4条 利益相反マネジメントの対象となる事象は、次の通りとする。

- (1) 企業等への兼業を行う場合(学術指導を含む)。
- (2) 企業等から一定額以上の金銭(給与、謝金、原稿料等)又は便益(物品、設備、人員等)の供与若しくは株式等の経済的利益(公的機関から受けたものは除く。)を得る場合。
- (3) 企業等に自らの発明等を技術移転する場合。
- (4) 企業等との共同研究又は企業等から受託研究若しくは研究員の受入れを行う場合。
- (5) 前号の企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合。
- (6) 大学院生・学生又は研究生等を産学官連携活動その他の社会貢献活動に従事させる場合。
- (7) 前各号に掲げるものの他、次条に規定する利益相反マネジメント委員会が利益相反の対象事象と認めた場合。

(委員会の設置)

第5条 利益相反に関する審議を行うため、本学に利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議・調査する。

- (1) 利益相反による弊害を抑制するための施策の策定に関すること。
- (2) 利益相反に関する個別案件の審議及び勧告に関すること。
- (3) 利益相反マネジメントのための調査に関すること。
- (4) 学外からの利益相反の指摘への対応に関すること。
- (5) 利益相反に関する外部への情報公開に関すること。
- (6) その他の利益相反マネジメントに係る事項に関すること。

(組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 研究支援センター長
- (4) 法人本部事務局長及び大学事務局長
- (5) 研究支援センター事務長

- (6) 副学長が指名した教員 1名
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。
 - 3 委員に欠員が生じたときの後任の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。
 - 5 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
 - 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- (委員会の運営)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 委員長が、必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (調査)

第9条 第6条第3号に規定する調査は、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 利益相反自己申告書の提出
 - (2) 事情聴取
 - (3) 追跡調査
 - (4) 前各号に掲げるものの他、利益相反管理のための調査に必要と認める方法
- 2 前項各号に掲げる調査の実施手続きは、委員会が決定する。
- (審議、改善勧告等の手続)

第10条 委員会は、前条に規定する調査に基づき、役職員の利益相反に関する審議を行う。

- 2 委員会は、前項の規定による審議の結果、改善が必要と判断した場合は、当該活動を行う者に対して審議結果を通知し、利益相反に関する改善勧告を行うものとする。
 - 3 委員会は、審議の結果について理事長及び学長に報告する。
 - 4 第2項の規定により改善勧告を受けた者は、当該勧告に不服がある場合は、委員会に異議を申立て、再度審議を請求することができる。
 - 5 委員会は、前項に規定する再審査の請求を受けた時は、速やかに再度審議するものとする。
 - 6 委員会は、異議申立てに対する処置を決定し、当該役職員に結果を通知するものとする。
- (改善通知の遵守)

第11条 委員会が前条第2項の改善勧告を行ったとき、あるいは前条第6項の異議申立てに関する再審査を行った結果を通知したときは、通知を受けた役職員は通知された内容に従うものとする。

(情報公開)

第12条 委員会は、本学における利益相反の情報を、学内外に必要な範囲で公開することにより、社会等に対する説明責任を果たす。

- 2 委員会は、学内外への情報公開にあたっては、役職員の個人情報の保護に対して十分に配慮する。
- (事務)

第13条 委員会の事務は、研究支援センター事務室が行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、委員会が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。